

平成28年度

さいたま市立大宮西高等学校

いじめ防止基本方針

目 次

I	はじめに	1
II	本校のいじめの問題に対する基本姿勢	1
III	いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」第2条）	1
IV	組織	2
V	いじめの未然防止	3
VI	いじめの早期発見（アセスメント・状況把握）	3
VII	いじめの対応	3
VIII	重大事態への対応（「いじめ防止対策推進法」第28条）	4
IX	研修	5
X	PDCAサイクル	6
XI	年間行事予定	6
	（参考）	7

I はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

学校は、保護者、地域住民、関係機関と連携を図り、学校全体でいじめの防止・早期発見に取り組むとともに、いじめの事実を確認したときは、適切かつ迅速に対応する責務を有する。

本校は、生徒、保護者ともに学校生活への満足度が高い。これは、生徒の活動を支える教職員と保護者との協力の下で、自主的・積極的に取り組む生徒がいて成り立っている。今後もこの校風を維持し、生徒の成長の場として機能させるために努力していく。

さいたま市立大宮西高等学校いじめ防止基本方針は、「いじめ防止対策推進法第13条」及び国の「いじめの防止等のための基本的な方針」に基づき、本校の全生徒が、明るく楽しい学校生活を送ることができるよう、「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」の具体的な取組について示し、生徒が安心して学校生活を送れる学校づくりのため、いじめ防止等の対策を教職員が組織一丸となって効果的に推進するために策定するものである。

II 本校のいじめの問題に対する基本姿勢

- 1 いじめを絶対に許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- 2 生徒一人ひとりの自己存在感を高め、自己決定の場を与え、共感的な人間関係を育む教育活動を推進する。
- 3 いじめの早期発見のために、実効的な取組を行う。
- 4 いじめの早期解決に向けて、該当生徒の安全を確保するとともに、関係機関と連携する。
- 5 学校と家庭、関係機関が連携・協力して事後指導にあたる。
- 6 いじめの問題について、保護者・地域・関係機関と連携を深める。

III いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

IV 組織

1 いじめ対策委員会（「いじめ防止対策推進法」第22条）

（1）目的

学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため中核となる常設の組織をおく。

（2）構成員

校長、教頭、生徒指導主任、各学年主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラーとし、必要に応じてPTA会長、学校評議員、警察関係者等の構成員以外の関係者を招集できる

（3）開催

ア 定例会（各学期1回程度開催）

イ 校内委員会（特別支援教育拡大委員会等と兼ねて開催）

ウ 臨時部会（必要に応じて、必要なメンバーを招集して開催）

（4）内容

ア 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施、進捗状況の確認、定期的検証

イ 教職員の共通理解と意識啓発

ウ 生徒や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取

エ 個別面談や相談の受け入れ、及びその集約

オ いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の集約

カ 発見されたいじめ事案への対応

キ 構成員の決定

ク 重大事態への対応

2 生徒いじめ対策委員会

（1）目的

いじめの問題について考え、いじめを許さない集団やいじめが起きない学校を作ろうとする意識を高め、いじめの防止等の取組を推進する。

（2）構成員

生徒会長、生徒会副会長、生徒会書記、各委員会委員長

（3）開催

ア 定例会（年度当初、及び新生徒会本部発足時に開催）

イ 臨時部会（必要に応じて、必要なメンバーを招集して開催）

（4）内容

ア いじめ撲滅に向けた話し合いを主体的に行う

イ 話し合いの結果を学校に提言する

ウ 提言した取組を推進する

V いじめの未然防止

本校は、全職員が、いじめ問題に無関係でいる生徒はいないとの認識の下、企画委員会や各分掌や教科で以下の取組を計画的に実施し、併せて評価・改善を行っている。

- 1 生徒指導部及び IT 部では、総合的な学習の時間やLHRを活用して、メディアリテラシー教育を通してネット問題について生徒向け講演会を実施する。
- 2 進路指導部では、自己決定の場で進路目標の設定とその実現のために、進路講演会を実施する
- 3 渉外部では、生徒の意識啓発とともに保護者の啓発に力を入れるため、保護者対象ネット意識啓発活動を実施する。
- 4 教務部では、授業改善のための研修会への参加を促進し、授業公開月間を設け、互いの授業を参観し合う機会を作り、わかる授業づくりに取り組む体制を作る。
- 5 各教科指導においては、教員一人ひとりがわかりやすい授業を心掛け、生徒に基礎・基本の定着を図る。

さらに、生徒が学校生活で活躍できる場面を設定し、達成感を味わわせることにより、自尊感情を育むとともに、在り方生き方教育の時間においては、命の大切さを指導するための取組を行なう。

VI いじめの早期発見（アセスメント・状況把握）

本校は、全職員が、生徒の些細な変化に気付き、生徒の現状を全職員で情報共有し、情報に基づき速やかに対応するため、全職員が以下の取組を実践する。

- 1 日頃の生徒の観察をおこなう。
- 2 定期的に「いじめのアンケート」を実施し、アンケート結果に応じた面談を実施する。
- 3 教育相談週間（日）を実施する。
- 4 保護者からの情報を収集する。
- 5 地域からの情報収集をおこなう。

VII いじめの対応

いじめやいじめの疑いがあるような行為を発見したり、情報を把握したりしたとき

は、「いじめに係る対応の手引き」に基づき、対応する。

- 1 校長は、いじめ対策委員会を開催し、担任や学年職員、生徒と関わりのある職員を召集し、それぞれの情報を集約・整理して共有化を図り、速やかに対応する。いじめ対策委員会を中心に、今後の対応や役割分担を確認させる。状況に応じて、事実確認の結果を、さいたま市教育委員会高校教育課に報告する。
- 2 教頭は、校長の命を受け、いじめ対策委員会を開催し、担任や当該学年職員、生徒と関わりのある職員を召集し、それぞれの情報を集約・整理して共有化を図り、速やかに対応する。今後の対応や役割分担を確認する。
- 3 教務主任は、いじめ対策委員会の開催日時等の連絡・調整を図る。
- 4 担任は、事実の確認のため、情報収集を行う。関係生徒への支援・指導を行う。つながりのある教職員を中心に、即日、関係生徒（加害・被害とも）の家庭訪問等を行い、今後の学校の連携方法について話し合う。必要に応じ、管理職や学年主任も加わる。
- 5 学年の生徒指導部は、事実確認のため、情報収集を行う。
- 6 学年主任は、担当する学年の生徒の情報を収集し、学年担当職員間の情報共有に努めるとともに、校長（教頭）に報告する。
- 7 生徒指導主任は、生徒の情報を把握できる体制づくりをする。生徒の情報を全教職員が共有できる体制を整備する。校内と校外の関係者間の連絡・調整を図る。
- 8 教育相談担当は、スクールカウンセラーや警察経験者等の協力を得るなど、対応に困難がある場合のサポート体制を整備する。
- 9 特別支援教育コーディネーターは、問題の背景に障害が要因として考えられないか、情報収集を行う。
- 10 養護教諭は、生徒の保健室への来室状況や健康状態を確認する。
- 11 部活動の顧問は、事実の確認のため、情報収集を行う。
- 12 スクールカウンセラー又は教育相談員は、生徒の来室状況を確認し、心のケア等必要な支援を行う。
- 13 保護者は、子どもの様子を把握し、異変を感じたときには、直ちに学校と連携する。
- 14 地域は、いじめを発見し、又はいじめの疑いを認めた場合には、学校等に通報又は情報の提供を行う。

Ⅷ 重大事態への対応（「いじめ防止対策推進法」第28条）

- 「いじめに係る対応の手引き」に基づき、次に掲げる場合には、その事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、さいたま市教育委員会又はその当該学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

ア)「生命・心身に重大な被害が生じた疑い」

- ・ 生徒が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合 等

イ)「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合」

- ・ 年間30日を目安とする。
- ・ 一定期間連続して欠席している場合は、迅速に調査に着手する。

○生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、次の対応を行う。

ア) いじめ対策委員会で、いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有を行う。

イ) 校長は、いじめの事実の確認を行い、結果をさいたま市教育委員会に報告する。

※ 教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断

＜学校を調査主体とした場合＞

- 1 校長は、直ちに教育委員会に報告する。
- 2 学校は、教育委員会の指導・支援の下、いじめ対策委員会を開催する。
- 3 学校は、いじめ対策委員会で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- 4 学校は、いじめを受けた生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する。
- 5 校長は、調査結果を教育委員会に報告する。
- 6 学校は、調査結果を踏まえた必要な措置を行う。

＜教育委員会が調査主体となる場合＞

- 1 学校は、教育委員会の指示の下、資料の提出など、調査に協力する。

Ⅸ 研修

1 職員会議

学校いじめ防止基本方針の周知徹底を図る。

2 校内研修

少なくとも年に1回以上、いじめを始めとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を年間計画に位置付けて行う。

3 その他

学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者においてもこれらについての理解を求めていく。

X PDCAサイクル

本校は、いじめ防止等のための施策やいじめ防止基本方針について常に見直しを行い、改善に向けて検討を続ける。

- 1 年間の取組についての検証を行う時期（PDCAサイクルの期間）の決定
 - (1) 検証を行う期間…各学期とする。
- 2 「取組評価アンケート」、いじめ対策委員会の会議、校内研修等の実施時期の決定
 - (1) 「取組評価アンケート」の実施時期：5月、10月とする。
 - (2) いじめ対策委員会の開催時期：5月、10月、3月とする。
 - (3) 校内研修会等の開催時期：10月とする。その他必要となった時期。

XI 年間行事予定

	1 学年	2 学年	3 学年
4 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新入生に対するいじめ防止教育（生徒指導部） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ いじめ防止教育（学年・生徒指導部） 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校いじめ防止基本方針の施行 ・ 学校のHPに学校いじめ防止基本方針を掲載し、公表 		
5 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第1回いじめ対策委員会の開催 ・ 第1回生徒いじめ対策委員会の開催 ・ 学校評議員会において基本方針の協議（企画委員会） ・ 授業改善に関わる公開授業の実施（いじめ撲滅強化月間の取組） 		
6 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生徒対象いじめ防止・自殺防止に関するアンケート調査 ・ 三者面談（教育相談）の実施 		
7 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ ネットいじめ防止及びネット利用啓発（生徒指導部） ・ 「学校いじめ防止基本方針」1学期評価・改善検討 		
10 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ いじめ防止に向けた校内研修会の実施 ・ 人間としての在り方生き方教育として、総合的な学習の時間に「未定」を実施 ・ 生徒対象いじめ防止・自殺防止に関するアンケート調査 		
11 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教育相談週間の実施（アンケート調査を受けて） 		
12 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「学校いじめ防止基本方針」2学期評価・改善検討 		
1 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人間としての在り方生き方教育として、LHRで「未定」を実施 		
2 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校評議員会において次年度の学校いじめ防止基本方針の協議 ・ 「学校いじめ防止基本方針」年間評価及び公表 ・ 今年度の成果・課題の検討及び新年度の取組を検討（いじめ対策委員会） 		

(参考)

